

安全経費確保を周知

厚労・国交省が連携強化

厚生労働、国土交通の両省は24日、建設現場での労働災害防止に必要な安全経費の確保に向けた取り組みを、両省が連携して実施することを決めた。工事の発注者が元請事業者に対して、元請事業者が請負人(下請事業者)に対して、それぞれ安全経費を負担することの重要性を周知するため、パンフレットを新たに両省合同で作成する。建設業の元請事業者や発注者となる製造業などの事業者、建設業法令遵守講習会などの参加者に配り、建設工事請負契約の適正化と、建設現場での労災防止対策の徹底に努める。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」「同ガイドライン 元請負人と下請負人の関係に係る留意点」「施工条件・範囲リスト(標準モデル)」によって、周知徹底を図ってきた。

レットを作成することにした。パンフレットは両省の指針類にある安全経費にかかわる記述などを分かりやすく示す予定。2014年度内に作成する見込み。

安全経費の確保で両省が連携して取り組むことは、厚労省が24日開いた「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」で明らかにした。

安全経費確保の取り組みは、これまでも厚労省が「第12次労働災害防止計画」や「建設業における総合的労働災害防止計画」「元請事業者による建設現場安全管理指針」に基づき、元請事業者などに安全経費の積算と明示を指導してきた。

また、国交省も建設工事請負契約適正化の観点から、

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」「同ガイドライン 元請負人と下請負人の関係に係る留意点」「施工条件・範囲リスト(標準モデル)」によって、周知徹底を図ってきた。ただ、震災復興の加速化や経済対策に伴う建設需要の拡大によって建設現場での労災増加が危惧(きん)されるこ